

# 職場復帰支援補助金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-1844

## ◇職場復帰支援補助金の概要

従業員に育児休業を取得させ、かつ、休業終了後は、当該従業員を職場復帰させた中小企業等に対して、補助金を交付します。

※ 本事業での「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業のうち、市内に本社を有し、かつ、常時雇用する従業員の数が100人以下のものをいいます。

## ◇補助対象者

■ 中小企業等

※ 松山市税の滞納がないこと

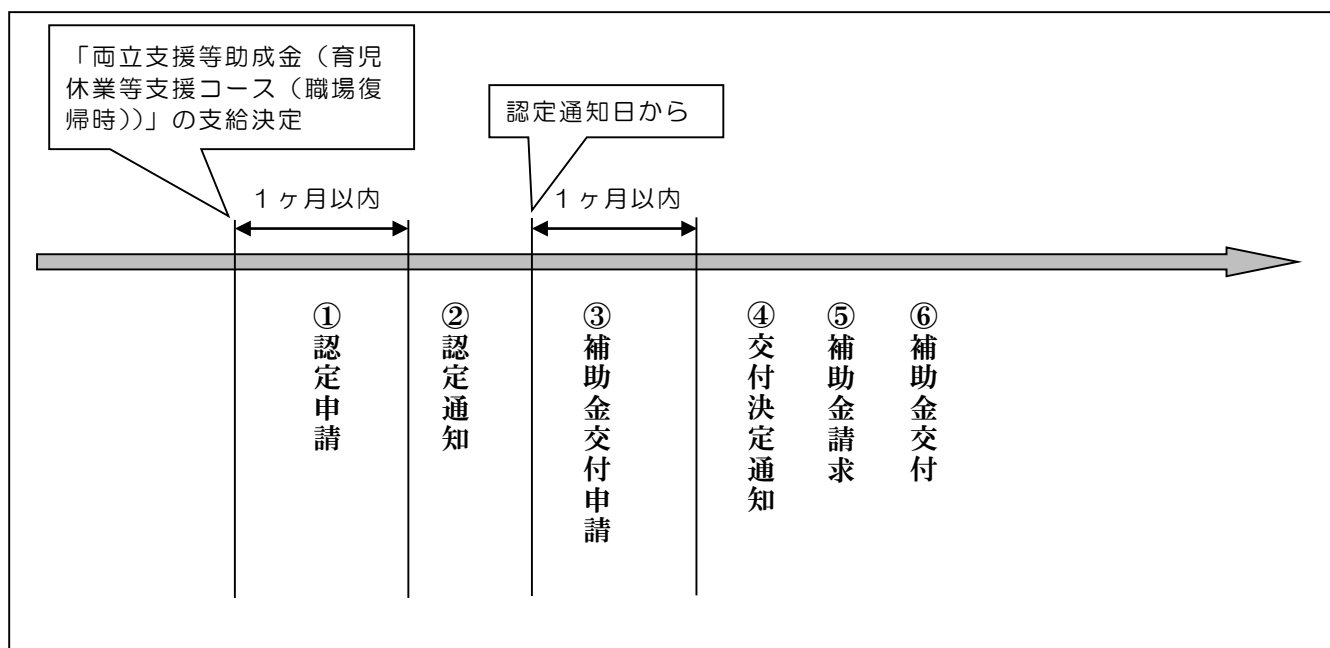
## ◇補助要件

■ 厚生労働省の両立支援等助成金（職場復帰時に係る育児休業等支援コースに限る）の支給決定を受けていること

## ◇補助額・対象経費

補 助 額：育休取得者1名につき30万円（ただし、2名を限度）

## ◇申請の流れ



### ①認定申請（国の支給決定があった日から1ヶ月以内に必要書類を提出してください）

【認定申請に必要な書類】

#### 認定申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）
- ②職場復帰支援補助金申請概要（別紙2）
- ③両立支援等助成金（育児休業等支援コース（職場復帰時））の支給決定通知書の写し
- ④両立支援等助成金（育児休業等支援コース（職場復帰時））の支給申請書類の写し

### ②認定通知（市から通知します）

### ③補助金交付申請（認定があった日から1ヶ月以内に必要書類を提出してください）

【交付申請に必要な書類】

#### 補助金交付申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付申請書（様式第5号）
- ②市税完納証明書（※法人設立して間もない等の理由で、法人としての完納証明書が出ない場合は、代表者の完納証明及び市民税課へ提出した法人の設立・設置に関する申告書（控）の写し）

### ④交付決定通知（市から通知します）

### ⑤補助金の請求（交付決定があった日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）

### ⑥補助金の交付（市から指定口座に入金します）

《留意事項》

- 交付申請日の属する年度での支払いとなります。
- 認定申請時の内容が変更または中止となった場合は、新たに松山市中小企業等人手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）等の提出が必要となりますので、担当（地域経済課労政雇用担当）までご連絡をお願いします。
- 予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。